

○ 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第11 施設改善対策事業</p> <p><u>1</u> 水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を行うために必要な土地改良施設の改善を図るため、第2の1に規定するもののほか、土地改良区等が、別に農村振興局長が定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設改善計画に基づき、高収益作物の導入推進に資する土地改良施設の整備補修を行うものとする。</p> <p><u>2</u> 1の規定に基づいて行う適正化事業は、第2の6の後段の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備補修を対象とするものとする。</p> <p><u>3</u> 1の規定に基づいて行う適正化事業においては、緊急整備補修は実施しないものとする。</p>	<p>第11 施設改善特別対策事業</p> <p>施設改善対策事業</p> <p><u>(1)</u> 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づき、需要に応じて米と米以外の作物が生産される望ましい生産構造の実現に資するための土地改良施設の整備改善を図るため、第2の1に規定するもののほか、土地改良区等が、別に農村振興局長が定めるところにより都道府県知事の承認を受けた土地改良施設整備改善計画（以下「整備改善計画」という。）に基づき、土地改良施設の管理に必要な当該施設の整備改善を行うものとする。</p> <p><u>(2)</u> (1)の規定に基づいて行う適正化事業は、第2の6の後段の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定める土地改良施設の整備改善を対象とするものとする。</p> <p><u>(3)</u> (1)の規定に基づいて行う適正化事業においては、緊急整備補修は実施しないものとする。</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱の一部改正について（平成30年4月1日付け29農振第1970号農林水産事務次官依命通知）による改正前の要綱第11に基づき採択された地区については、なお従前の例によることとする。